

福岡県流域治水協働推進事業（調査費）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、福岡県の流域治水の推進を図るため、市町村が実施する「雨水貯留浸透施設整備のための調査」に要する経費について、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付対象は、福岡県内の市町村とする。

（定義）

第3条 この要綱において次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

（1）流域治水プロジェクト

一級水系（遠賀川水系、山国川水系、矢部川水系、筑後川水系）又は、二級水系4圏域（福岡・前原・那珂圏域、北九州・宗像圏域、京築・行橋・田川圏域、南筑後圏域）の協議会において策定・更新したものをいう。

（2）雨水貯留浸透施設

流域で雨水を貯留・浸透させ、河川への流出を抑制させる、公園、グラウンド、ため池、水田等の施設をいう。

（補助要件）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、雨水貯留浸透施設の整備に係る調査等を行う事業で、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- （1）流域治水プロジェクトに事業計画を記載、又は記載の予定がある事業であること。
- （2）別表に記した補助対象事業のいずれかに該当する調査を行う事業であること。

（補助率）

第5条 補助金の額は、当該年度に係る事業経費の2分の1以内で、予算の範囲内において、知事が定めるものとする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。）

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助事業着手前に、交付申請書（様式第1号）により知事に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により市町村長に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して、補助金の交付の決定をすることができる。

(事業変更等の承認)

第8条 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ交付変更申請書（様式第3号）により知事に申請し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合には、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、前項の規定により交付決定の内容を変更するときは、交付変更決定通知書（様式第4号）により市町村長に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）申請書（様式第5号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(事業遅滞の届出)

第10条 市町村長は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、事業未完了実績報告書（様式6号）により、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 市町村長は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 市町村長は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から20日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで完了実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の規定により市町村長が提出した実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかにその旨を補助金の額の確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第14条 市町村長は、前条の通知を受けたときは、その内容に従い補助金請求書(様式9号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の経理)

第15条 市町村長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度までの補助金について適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業
<ul style="list-style-type: none">・雨水貯留浸透施設の整備による効果検証を目的とした調査・具体的な雨水貯留浸透施設整備の検討・施設の選定を目的とした調査・その他、流域治水の推進を目的とした雨水貯留浸透施設整備に係る予備調査

【備考】

次に掲げる事業は補助の対象外とする。

- ・雨水貯留浸透施設整備のための測量、詳細設計、地質調査
- ・浸水原因の調査
- ・浸水解析（施設整備を伴わないもの）
- ・事業申請や流域治水プロジェクト掲載のため等の資料作成
- ・その他、雨水貯留浸透施設の整備に係る調査の目的に該当しないと判断される事業

ただし、補助対象事業に関連し、必要性があるものと判断される場合は補助の対象とする。

その場合、必要性について示した資料を申請書に添付すること。